

居宅介護支援事業所より質問に対する回答について

質問：車イス利用者の手すり設置は原則認めないとのことだが、浴室等の手すり設置が必要なケースもある。歩行ができなくても立ち上がりや移乗動作が出来れば、手すりをつけての在宅生活可能と思われるがいかがでしょうか。

回答：車イス利用者の手すり設置は原則認めないというのは、廊下等で車イスの走行時の障害となるようなものや不必要ものを原則認めていないという解釈であり、トイレの立ち上がりや入浴時等の手すり設置は、理由書に必要な旨を記載し、必要と判断できれば、設置可能である。

質問：一見すると利用者・介護者の為になるとは思えない工事があるとのこと。具体的にはどんなものか教えてほしい。

回答：具体的には、1階に和式トイレと洋式トイレの2つある住宅において、洋式トイレの段差解消の住宅改修と福祉用具購入で穂高便座（和式に設置するタイプ）が同時期に申請があった。ポータブルトイレも以前に購入済みで寝室に設置している。このような状況から、日中のトイレの使用に関して、使用頻度の高いトイレのどちらかについてのみ、住宅改修するのか、福祉用具購入かを選択する必要があると思われる。

質問：理由書の内容と実際の工事内容の乖離が大きすぎる住宅改修とは具体的にどんなものか教えてほしい。

回答：具体的には、本人は押し車歩行との記載があり、住宅の廊下に横に長い手すりの設置の住宅改修の申請があった。理由書を読んだだけでは、横に長い手すりの設置の必要性が読み取ることが難しいような内容だった。押し車をどの場面で使用するのか、自宅内、自宅外、自宅内外なのか、理由書と工事内容の整合性がとれるように理由書の記載をお願いしたい。